

地方公営企業の設置状況

(1) 法適用事業

令和4年3月31日現在

法適用区分	法適用範囲	根拠条文	上水道事業	簡易水道事業	工業用水道事業	病院事業	交通事業	下水道事業	計	
									団体数	事業数
当然適用	全部適用	法2条1項	青森市弘前市黒石市 五所川原市十和田市三沢市 むつ市平川市平内町 鱒ヶ沢町深浦町藤崎町 田舎館村板柳町鶴田町 中泊町野辺地町七戸町 東北町六ヶ所村大間町 東通村田子町 津軽広域水道企業団(津軽事業部・西北事業部) 久吉ダム水道企業団 八戸圏域水道企業団		五所川原市 六ヶ所村		青森市 八戸市		30	31
当然適用	財務適用	法2条2項				青森市(青森市民病院・浪岡病院) 外ヶ浜町大鰐町板柳町 おいらせ町三戸町五戸町 南部町 中部上北広域事業組合(公立七戸病院) 一部事務組合下北医療センター(むつ総合病院・大間病院・むつリハビリテーション病院)			10	10
条例適用	全部適用	法2条3項		青森市 黒石市 十和田市 外ヶ浜町 横浜町		弘前市八戸市黒石市 十和田市三沢市平内町 つがる西北五広域連合(つがる総合病院・かなぎ病院・鱒ヶ沢病院) 北部上北広域事務組合(公立野辺地病院)		弘前市黒石市 五所川原市十和田市 三沢市むつ市 平川市藤崎町 田舎館村板柳町 六ヶ所村	24	46
条例適用	財務適用	法2条3項					青森市八戸市 つがる市鶴田町		4	9
計			26団体 27事業	5団体 5事業	2団体 2事業	18団体 18事業	2団体 2事業	15団体 42事業	68	96

注) 青森市、黒石市、十和田市の簡易水道事業は会計上、上水道事業に含まれる。

(2) 法非適用事業

事業名 団体名	下水道	簡易水道	市場	と畜場	観光	観光内訳			宅地造成	駐車場	介護	合計
						休養	索道	その他				
青森市			1						1	1		3
弘前市			1						1	1		3
八戸市					1							2
黒石市	1											1
五所川原市					1							1
十和田市										1		2
三沢市			1								1	2
むつ市												1
つがる市												1
平川市		1										1
(市計)	1	1	3	1	2			2	2	3	1	14
平内町	4				1		1					5
今別町		1										1
蓬田村		1										1
外ヶ浜町	2											2
鱒ヶ沢町	2											2
深浦町	2										1	3
西目屋村	1	1										2
藤崎町												
大鰐町	2	1			1							4
田舎館村												
板柳町	1											1
鶴田町												
中泊町	2											2
野辺地町	1											1
七戸町	3											3
六戸町	2											2
横浜町	1											1
東北町	2											2
六ヶ所村												
おいらせ町	2											2
大間町	1											1
東通村	2											2
風間浦村		1										1
佐井村	2	1										3
三戸町	1	1										2
五戸町	3	1							1			5
田子町											1	1
南部町	3		1									4
階上町	2											2
新郷村	2	1										3
(町村計)	43	9	1		2		1	1	1		2	58
八戸広域 北部上北 中部上北												
(一組計)												
合計	44	10	4	1	4		1	3	3	3	3	72